

株式会社ミライプロジェクトにおける
新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて

株式会社ミライプロジェクト

監修：越智 小枝 准教授

東京慈恵会医科大学 臨床検査医学講座

2022年3月23日改定

ガイドライン制定	2020年	6月	1日
改訂 第1回目	2021年	3月	22日
改訂 第2回目	2022年	3月	23日

株式会社ミライプロジェクトでは、職場・スクール・訪問先高齢者施設における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、感染防止対策に関する体制を整備し、それぞれの状況に応じた感染リスクの評価を行い対策を講じます。従業員、スクールに通学する受講生、講師、訪問美容を提供する技術者に対して感染拡大を防止するよう、環境整備などへの配慮、個人個人の感染予防策の徹底などに努めます。

私たちが提供するサービスは複数の受講生、また講師が一同に会し教室にて授業を実施、高齢者施設にて受講生や訪問美容を提供する技術者が施術部位に直接触れながら実施することから、徹底した衛生管理を実践し感染拡大を防ぐことが重要です。

株式会社ミライプロジェクトでは、関わる皆様が安心安全に業務遂行、通学、技術提供していただけるよう、新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）を定めました。

※本ガイドラインは発行日現在の情報を基に作成しております。今後、厚生労働省等からの最新情報に沿って変更することがあります。また、ウイルスの感染状況には地域差もあり、今後明らかになる事実により必要な対応が変更になる場合もあります。

監修：越智 小枝 准教授

[東京慈恵会医科大学 臨床検査医学講座]

医師、公衆衛生修士、医学博士。日本環境衛生安全機構（JEHSO）専門家委員会委員。東京医科歯科大学医学部卒業。2011年の東日本大震災をきっかけに、Imperial College London、WHO で災害公衆衛生を学ぶ。13～17年に福島県相馬市に移住し、現地で医師として勤務する傍ら公衆衛生研究・リスクコミュニケーションを行ってきた。17年より東京慈恵会医科大学臨床検査医学講座、21年より現職。

1. 用語及び定義

1. 従業員

1. 株式会社ミライプロジェクトに勤める者

2. 受講生

1. 株式会社ミライプロジェクトが運営する介護美容の専門スクール「介護美容研究所」に通学する者

3. 講師

1. 株式会社ミライプロジェクトが運営する介護美容の専門スクール「介護美容研究所」にて技術指導を行う者

4. 技術者

1. 株式会社ミライプロジェクトの訪問美容事業「care sweet」に登録し、高齢者施設にて美容サービスを提供する者

5. 利用者

1. 高齢者ケア施設に入居・もしくは通所し、施設内にて美容サービスを受ける者

2. 企業としての感染症対策の取り組みについて

1. 感染症対策の体制

1. 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える
2. 国・地方自治体・業界団体の要請、感染症法、新型コロナウイルス等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守する

2. 感染防止策の啓発

1. 従業員、受講生、講師、技術者に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す
2. 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集し周知させる
3. マスク、手洗い、うがい等、正しい衛生管理方法の教育を行う

3. 実施する感染症対策

1. 手指消毒用アルコール、石鹼等の界面活性剤、マスク、ディスポグロブ、ペーパータオル等の感染症対策用具の必要数分の確保を行う
2. 非接触型の体温計、手指消毒器、ハンドディスペンサーなどを設置する
3. 入口にて非接触型の体温計で体温の測定、体調確認を行い、入館記録書に体温と体調の記録を行う
4. 机や椅子などの共有設備については、頻繁に清掃・消毒を行う
5. ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉し廃棄する

6. ゴミの回収時はマスクを着用し、作業後に手洗い、あるいは手指消毒を実施する
7. 建物全体や会議室、教室は機械換気、または1時間に1回以上10分程度窓やドアを開放し換気を行う
8. 空調設備や加湿器等を使用し相対湿度40%～70%になるよう努める
9. 従業員に対して、以下の感染症対策を講ずる
 1. 在宅勤務やサテライトオフィスでの勤務を推奨し、人と人が1mの距離を保てるよう座席配置を工夫する
 2. 対面になる場合はアクリル版・透明ビニールカーテンなどの仕切りを設置する

3. 日常生活での感染症対策について

1. 要求する対策

1. 同空間に複数人いる際は、常にマスクを着用する
2. ただしマスク着用中でも、咳やくしゃみをする際は腕で口元を覆うなどの咳エチケットは徹底する
3. 外から室内に戻った際は都度手洗い、もしくは手指消毒を行う
4. マスクを外して休憩、飲食を取る場合は、顔の正面からできる限り2メートル(最低1メートル)を目安に距離を確保するよう努める
5. マスクを外して休憩、飲食を取る際の会話は最小限に留め、対面で座らないようにする
6. 共用部でマスクを外して休憩、飲食を取った後は、デスク上の消毒を行う
7. 給湯室でうがいや歯磨きを行った後は、蛇口などの手が触れる場所の消毒を行う
8. 複数人が給湯室内でうがいや歯磨きをする場合は、2メートル(最低1メートル)以上離れて行う
9. 交通機関や人が密集する場所にいる際は、ソーシャルディスタンスを常に心掛ける

2. 推奨する対策

1. 日々の体温・体調を記録、管理する
2. 公共交通機関やエレベーターなどの密閉空間ではできるだけ会話を控える
3. 電車やバスなどの公共交通機関を利用し移動する場合、つり革、手すりなどの他人が触れる場所に触れた後は、鼻、口、目などを触らないようにする

4. 本人に感染が疑われる場合について

1. 本人が以下の症状、状況の場合は自宅待機とする

1. 37.5度以上の熱がある、また平熱+0.5度以上の熱がある場合
2. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)等の症状がある場合

3. 上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
2. 上記症状、状況の場合は、速やかに病院に受診する
3. PCR検査の結果、新型コロナウイルス陰性の場合は、以下の期間を経て復帰する
 1. 発熱の場合
 1. 平熱に戻り次第復帰する
 2. 発熱無しの体調不良の場合
 1. 体調が正常に戻り次第復帰する
4. PCR検査を実施しない場合は以下の期間を経て復帰する
 1. 発熱の場合
 1. 症状が出た日から10日間以上経過、かつ体調が正常に戻ってから72時間以上経過した段階で復帰する
 2. 発熱無しの体調不良の場合
 1. 体調が正常に戻ってから3日の自宅待機後に復帰する
5. なお、従業員の発熱以外の体調不良について、持病や事前に把握している体調不良の場合や病院にて受診後新型コロナウイルス感染の疑いがないと判断された場合は、上長に相談し復帰のタイミングを決定する

5. 本人に濃厚接触が疑われる場合について

1. 濃厚接触者の定義については国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」を採用し、以下のとおりとする
 1. 濃厚接触者の定義
 1. 陽性者の感染可能期間内（※）に陽性者と接触した者のうち、下記2から5の範囲に該当する方
 2. 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
 3. 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクなどの必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった方
 4. 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた方
 5. 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方※
2. 濃厚接触が疑われると判断される場合、以下の期間の自宅待機ののち復帰する
 1. 新型コロナウイルス感染症陽性判明者と最終接触があった日を0日として翌日から7日間経過した段階で復帰
3. 10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行い、リスクの高い場所の利用や会食を避け、マスクを着用する等の感染対策を徹底する

6. 同居家族等に感染が疑われる症状が発症した場合

1. 同居家族等に以下の症状、状況の場合は自宅待機とする
 1. 37.5度以上の熱がある、また平熱+0.5度以上の熱がある場合
 2. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）等の症状がある場合
 3. 上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
2. 同居家族等が上記症状、状況の場合は、速やかに病院に受診してもらう
3. 同居家族等の PCR 検査の結果内容に関わらず、以下の感染対策を講じて生活する
 1. 感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける
 2. 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方（一人が望ましい）にする
 3. できるだけ全員がマスクを使用する
 4. 小まめにうがい・手洗いをする
 5. 日中はできるだけ換気をする
 6. 取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する
 7. 汚れたリネン、衣服を洗濯する
 8. ゴミは密閉して捨てる
4. 従業員の場合は、同居家族等の PCR 検査が陰性もしくは PCR 検査を実施しない場合、以下の期間を経て復帰する
 1. 最後に上記の症状、状況となった同居家族等の体調が正常に戻った日を0日目として3日間の自宅待機ののち復帰する

7. 本人が新型コロナウイルスに感染した場合

1. PCR 検査の結果陽性の場合は、保健所からの指示内容と罹患日・発症日を報告する
2. 発症日を0日目として10日間、かつ体調が正常に戻ってから72時間以上経過した段階で復帰する
3. ただし従業員の場合は、上記に加え再度 PCR 検査を実施し、陰性になった場合にのみ復帰可能とする
4. 企業としての対応について
 1. 従業員・受講生・講師
 1. 新型コロナウイルス罹患日以降に出勤、通学、出講していた場合は、営業活動の可否等を保健所に確認し指示を仰ぐ
 2. 室内の消毒・除菌を行う
 3. 情報公開の有無・方法については、感染者の個人情報保護に配慮し、また公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする
 2. 技術者
 1. 訪問先施設に状況を報告、訪問再開については保健所の指示のもと対応する旨報告する

8. 同居家族等が新型コロナウイルスに感染した場合

1. 同居家族等の PCR 検査が陽性の場合には下記のいずれか遅い方を最終接触日0日目として7日間の自宅待機ののち復帰する
 - i. 陽性者の発症日（陽性者が無症状の場合は、検体採取日）
 - ii. 陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日
2. ただし従業員の場合、待機期間の経過後、同居家族等もしくは従業員が再度 PCR 検査を実施し、陰性になった場合にのみ復帰可能とする

9. 受講生が行う感染症対策について

1. 授業時の感染症対策
 1. 要求する対策
 1. 受講中はマスクを着用する
 2. ただしマスク着用中でも、咳やくしゃみをする際は腕で口元を覆うなどの咳エチケットは徹底する
 3. 手指消毒をしてから道具やモデルに触れる
 4. 使用する道具は消毒済み、もしくは使い捨ての道具を使用する
 5. 受講生同士の道具の貸し借りは行わない
 2. 推奨する対策
 1. 相モデルでメイクをする際は、技術者側がマスクを着用し、モデルはできるだけ会話を控える
 2. 必要であればフェイスシールドや、ゴムやラテックス製の手袋を着用する
 3. 施術時に咳やくしゃみなどで飛沫した際は、換気と飛沫箇所の消毒を行う
 4. 有料補講、物品購入時等の支払はキャッシュレス決済で行う

10. 講師が行う感染症対策について

1. 授業時の感染症対策
 1. 要求する対策
 1. 授業中はマスクを着用する
 2. ただしマスク着用中でも、咳やくしゃみをする際は腕で口元を覆うなどの咳エチケットは徹底する
 3. 手指消毒をしてから道具や受講生に触れる
 4. 使用する道具は消毒済み、もしくは使い捨ての道具を使用するよう指導する
 5. 受講生同士の道具の貸し借りは行わないよう指導する
 6. 体調不良者がいる場合は、すぐにクラス担当に報告する

2. 推奨する対策

1. 必要であればフェイスシールドや、ゴムやラテックス製の手袋を着用する
2. 施術時に咳やくしゃみなどで飛沫した際は、換気と飛沫箇所の消毒を行うよう指導する

11. 技術者が行う感染症対策について

1. 訪問時の感染症対策

1. 要求する対策

1. 訪問施設の感染症対策の遵守する
2. 手指消毒用アルコールを携帯し、利用者や道具などに触れる際は手指消毒を行う
3. 消毒済みの道具、もしくは使い捨ての道具を使用する
4. 施設訪問前後の手洗い、うがいを行う
5. 施術時はマスクを着用する
6. 施術する空間の換気を最低でも1時間に1回、10分以上実施する
7. 施術時に利用者の咳やくしゃみなどで飛沫した際は、換気と飛沫箇所の消毒を行う
8. 施術後は使用した施設内の椅子、テーブル等をアルコール消毒を行う

2. 推奨する対策

1. 持ち込む荷物はできるだけ床置きせず、床置きする場合はレジャーシートやビニールシートを敷き、その上に置くように心がける
2. サービス利用者がマスクを着用できない場合は、アイガード、ゴーグル、フェイスシールドなどを着用する
3. ゴムやラテックス製の手袋を着用する
4. 気密性の高い不織布のマスク、またはサージカルマスクなどを着用する
5. 施術時に発生したゴミはポリ袋に入れ密閉して持ち帰る

12. ご来訪されるビジネスパートナーに対して行う感染症対策について

1. 基本的には、オンライン商談を推奨する
2. 1分以上滞在される場合は手指消毒の実施と、非接触タイプの体温計にて体温を測定し、37.5度以上の熱がある場合はお帰りいただく
3. 館内にて商談する際はマスクを着用する

参考：

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項【日本環境感染学会とりまとめ】(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領【2021年1月8日版】(国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

新型コロナ保健医療ポータル(東京都福祉保健局)

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/corona_portal/index.html

新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について(東京都福祉保健局)

